事　　務　　連　　絡

令和３年10月13日

　各市町村商業担当課長　　様

北海道経済部地域経済局中小企業課地域商業担当課長

　　　Ｇｏ Ｔｏ Ｅａｔ事業に係る利用条件の緩和について（通知）

　日頃より、道の産業政策推進にご協力いただいておりますことに厚くお礼申しあげます。

　Ｇｏ Ｔｏ Ｅａｔ事業に係る利用条件の緩和について、令和３年10月11日付け中企第1335号で各市町村に通知したところ、店内利用の再開についてご理解をいただいたことから、道では国に対し、**店内利用の再開を要請し、10月15日(金)再開の了解を得ました**のでお知らせいたします。

　なお、10月31日（日）までは早期の感染再拡大を回避するための段階的な緩和等を踏まえた「秋の再拡大防止特別対策」を講じる期間であることから、引き続き、飲食店利用の際の感染防止対策の徹底等についてご理解とご協力をお願いいたします。

　また、今回利用条件のさらなる緩和についてご意見をいただいており、今後Ｇｏ Ｔｏ Ｅａｔ事業の運用の参考にさせていただきます。

記

１　店内利用の再開時期

　　令和３年(2021年)10月15日(金)

２　店内利用の条件

(1) 人　　数：４人以下（単位）の利用とする

　　　　　　　　ただし、乳幼児、子ども、高齢者や障がい者の介助者は人数制限から除く

(2) 利用時間：２時間以内の利用を促す

３　その他

　　今後、警戒ステージ３または外出自粛を要請した場合、その地域において店内利用を停止し、テイクアウト・デリバリーのみとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商業振興係　担当：鎌田

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：011-204-5341（直通）　FAX：011-232-8127

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail：kamada.hiroko@pref.hokkaido.lg.jp